

第12回 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成18年11月17日(金) 午後7時~午後9時15分
- 2 場所 サークル室(文京シビックセンター12階)
- 3 出席者 専門委員会委員 内山巖雄委員長、安達修一委員長職務代理、永倉冬史委員、今井桂子委員、森英記委員
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長、大黒保健衛生部長、太田資源環境部長、奥山施設管理部長
区職員 久住保育課長、石原保健予防課長、高橋環境対策課長、中村施設管理課長、佐藤保育係長、豊田主査

4 配付資料

資料第3号「ワーキンググループ検討内容とその対応」

資料第4号「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)」

資料第5号「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱(案)」

資料第6号「ワーキンググループで出された論点(専門委員会判断資料)」

5 会議進行

心理相談・健康リスク相談について

保育課長 前回報告した後の9月2日の元職員に対する相談は、希望者がなかったので中止とした。9月30日は保護者の申込が2名あった。10月28日は希望者がなかったので、中止とした。さらに、11月11日も元職員を対象としたが希望者がなかったため、中止とした。

ワーキンググループの検討結果について

保育課長 資料第3号は、「さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会ワーキンググループ検討内容とその対応」と資料第4号は、今回修正したものについて網掛けをした。資料第5号は、健康対策実施要綱(案)と並行して修正した健康対策専門委員会設置要綱を示した。また、今回の論点を資料第6号でまとめている。席上、アスベスト専門委員会あての意見書があるので紹介してもらう。

資料第3号は、ワーキンググループで出された9項目の論点と区の見解を示した。

健康対策実施要綱と専門委員会設置要綱を一緒にしてはどうかという意見について、健康対策実施要綱の第2条において専門委員会を設置することになっているので、専門委員会設置要綱を区が一方的に変更できないことになっている。2本立てでもかまわないのではないかと考える。9条にその他の健康対策という内容を付け加えた。肺がんについては、専門委員会が区に責任があることになったら、区はその判断に従う。第10条第2項で専門委員会が知見を高めるという規定を健

康対策設置要綱から削除して、「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱」に規定した。第10条では、将来対策の必要なものや、条例そのものが無くなる場合も考えられる。今後の問題について何らかの規定をしておくべきではないか、という意見について、新たに法律や条令が規定された場合、この要綱に規定が無くとも、区は法令に基づき適切な対応を行う義務があるので、特に付け加えることは無いと判断した。新たに設けた第9条のその他の健康対策に含まれると考えられる。協定は区と区民との契約であり、協定を結ぶことによって和解となる。協定を結ばない人にとって要綱が担保していく。事務局が組織改正で変更した場合など、今後、要綱を改正しなければならない場合が予想される。区長が、この要綱の改正を行う前に、専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行う事とした。法改正に伴う引用条文の変更や用語の変更や組織改正に伴う組織名称の変更等は、健康対策と直接関係ないものであるので専門委員会に諮ることなく処理する。専門委員会が考えている健康対策のイメージをある程度明確にしておかないと、保護者の納得を得ていくのは難しいのではないかとこの意見については、要綱作成後保護者に説明するときに具体的に申し上げる。これが、第1回と第2回で議論がなされたものである。

なお、資料第4号及び資料第5号については、要綱を変更している資料である。資料第6号は、2回に分けて検討してきた中で一番大きな論点が、資料第3号ののところのいわゆる肺がんの問題である。いわゆるグレーゾーンの場合についての費用負担について言及しておくべきではないか。いわゆるグレーゾーンであった場合でも、専門委員会が「区に責任がある。」と判断した場合は、区はその判断に従って対応を行う。専門委員会の判断によるとしても専門委員会でも何らかの目安を定めておかないと厳しい。今回この部分については、専門委員会で判断を示していただいてワーキングで検討したい。3点ほど意見が出された。グレーゾーンの扱いについての判断を、健康対策実施要綱の条文の規定として盛り込んでどうか。

グレーゾーンの扱いについての判断を健康対策実施要綱の付則に何らかの規定を盛り込んでどうか。要綱として規定するよりは専門委員会の内部規定として、一定の判断基準を作成してはどうかという意見があった。参考までに事務局として論点をまとめたのが右側の内容である。については、医学の発達について、現時点で縛りをかけてしまうことになってしまうのではないかと。それと、専門機関が区の考え方に縛られることになる。では、と同様の問題がある。また、すでに専門委員会設置要綱第2条(7)に規定してある。については、専門委員会は継続して設置していくので、たとえば、2006年版の判断基準等の最新の医学に基づいた専門委員会としての判断を作成したらどうかというものである。

委員長 肺がん以外のところで何か意見は。ファックスも関連しているので、事務局から。

保育課長 牛島弁護士からのファックスなので、永倉委員から願います。

委員 ワーキングの中で、法律の専門家から意見を聞いたほうがいいというので、意見を聞いた。意見としては、専門委員会の客観性を将来にわたってどのように担保していったらいいのか。肺がんの認定やグレーゾーンを今のうちに決めていったらいいというのが提示内容である。

第1として、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱の第3条に専門委員会の構成をアスベスト問題に詳しい専門家を含めることが妥当である。第4条については、「3回は再任されることはできる。」とする。第11条について専門委員会の公正のための、解任選任の動議提出権等の内容として、健康対策の実施にとって支障のある場合は被害元園児やその家族5人以上により、解任及び選任を区に提案することができる。委員の構成の公正を図る手段を被害者に保有させる規定を設けるものである。

第2として、文京区さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)の第10条について弔慰金、遺族補償、「等・・・関連費用」などの損害「を負担する」とする。今後仮に発病した場合、債務不履行、不法行為に伴う損害の問題になる。単なる費用では、通常の損害に該当するものを放棄したものと解釈されるおそれもないとはいえない。第10条(2)については、「健康対策対象者に、・・・疾患が発症し、専門委員が、本件アスベストの影響がないとはいえないと判断した場合には、区が責任を負う。専門委員会は、被害の発生について、他の原因との複合的影響があるとするのが合理的と判断する場合は、その起因の程度を勘案して、損害の負担の割合を認定することができる。」肺がんについては、グレーゾーンの因果関係の立証責任が被害者側にあるとする条文は認められない。第11条見舞金各10万円支払とその時期の明記。第2「区は、乙に健康対策の負担を負うようなアスベストばく露事故の被害を負わせたことに対して見舞金10万円を支払、もって、将来の心的健康回復おも図ることとし、平成00年0月をもって、その支払を完了する(完了した)。」見舞金は、既に発生した負担に対するものであることが裁判所で明言されている。この点は、原告となった園児と他の園児とで違いはない。

さらに、第11条の建築物のアスベスト対策について、含有建材についてもできるだけ密閉すること。また、第3条の台帳整備は、全員の生存期間及び時効期間満了までとする。

委員長 時効期間満了までというのは、若くしてなくなってまだ時効に達していない場合のことなのかな。

男女協働子育て支援部長 遺族に対する損害賠償請求権の時効だと思う。

委員長 設置要綱はあとまわしにするとして、損害賠償だと被害者の立証責任が大変なので、国では今の規定になったと聞いている。牛島弁護士の主張では、グレーゾーンの因果

関係の立証責任が被害者側にあるとする条文は認められないということだと思う。

保育課長 区としては要綱がまとまった段階で要綱の逐条解説を作る。そこで、意見をいただく。補償的な意味合いを持つものであるという内容を解説の中に入れる。牛島弁護士も了解している。

委員 牛島弁護士は、今のメンバーで判断するには十分かもしれないが、まったく第三者が読んだときにどう読めるかを考慮して意見を出させてもらった、と言っている。

委員長 逐条解説の中に記載があれば読めるのでは。次に、見舞金については、支払額が分かるのか。

保育課長 金額については確定していない。支払うことは確定している。要綱の中に見舞金の規定についての規定を盛り込まないほうが良いと考えている。

委員 要綱の中に入っていないなくても、区からきちんとしたものを頂けるならいい。

保育課長 協定は独特の文言がある。要綱は将来を担保するものであり、払ったという内容はなじまない。

男女協働子育て支援部長 協定は議案になることも考えられる。協定は、要綱と表現が異なる。

委員長 そのところはもう一度ワーキングで、検討をお願いする。

委員長 次に、11条のアスベスト対策の中に含有建材についてもできるだけ密閉することという内容をどこかに入れたほうがいいのか。

委員 最終報告書に入れてある。

施設管理部長 アスベストの含有建材は割れない限り、飛散しない。区の施設では、改築や補修のときに計画的に取り替える。

委員 含有建材は国でも改修の場合、養生するような指導になっている。法律上の義務付けはない。この場合は、区の所有する建築物と思われる。できる限りという文言があるので・・・。

委員長 肺がんを除いて、ワーキングでの修正案は、ほぼ受け入れられたということによるのか。

委員長 次に、グレーゾーンの肺がんについてどうするかということだが・・・。

委員 日本の肺がん死亡者の累積が分かっている。グレーゾーンの中で、アスベストがどのくらい関与したかの判断は、非常に難しい。死亡した累積を基に何歳で発症するかの曲線が引ける。そういったモデルを作ったらどうか。

委員長 幅を作れば何とかかなと思う。その幅から外れた場合について判断したら良い。そういうのを考えると3番でいいのではないかと思う。

委員 将来に対するものの方が重要であって、誰に立証責任があるかといえば、専門委員会にある。どういう意味合いを基に作ったかを書いておくことは重要である。

委員長 牛島弁護士の意見として、今の文言では、保護者に立証責任があるということで、パーセンテージの問題ではないということか。

委員 中皮腫と同じ言い回しになってくる。

委員長 専門委員会が園児、保護者と一緒にやっていこうという姿勢でいるので、誰が立証責任があるかといえば専門委員会である。要綱の前文にでも保護者、専門委員会と区の信頼関係でこの要綱を作ったというふうになれば良い。私の理想であるが・・・。

委員 前文をつけることは、非常にいいと思う。園児を保護するために作ったという意味合いを残すためにも重要である。

委員 専門委員会が判断するとき、その専門委員会が大丈夫かという意味合いがある。専門委員会を説得するために、子ども達が証拠を集めなければならないならいやだ、ということだと思う。

委員 委員長の「これまでの公害裁判のように、補償を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのない、新しい考え方を追求している。」という言葉があれば救済の立場に立っているということが明確になる。

委員長 逐条解説というのは将来に向かって有効なのか。

保育課長 逐条解説はひとつの判断であって、条文の総合的な判断になる。

男女協働子育て支援部長 逐条解説というのは、作ったときの立法者の意思である。解釈全体として生きてくるので、一定の拘束力がある。

委員 アスベストに起因するという意味は、それだけが原因で発症したと読めるのか。起因するというのはアスベストが100%なのか、それとも少なくとも起因すると委員会が判断したら区が補償すると読めれば多少違う。

委員長 起因する可能性と入れれば、100%となる。

委員 ここで立証責任が、園児や保護者にないという文面になれば良い。

委員 中皮種の影響がないとはいえないというのは、拡大している。

保育課長 牛島弁護士との話で、資料第3号にあるように「いわゆるグレーゾーンであった場合でも、専門委員会が「区に責任がある。」と判断した場合は、区はその判断に従って対応をします。」という内容が盛り込まれていけば良いという指摘もあった。第9条第2項の説明には、このような文言を入れようと思っている。また、今の議論の中で、安達先生が指摘した問題を作っていただくことで、ある程度解決できるのかと思っている。立証責任の問題で、園児が苦労して立証するのではなく専門委員会が判断するので必要な書類を出していただくということが分かるような内容であれば解決できるのかと思う。そのように読み取れるかを検討したい。

委員長 第1項の中皮腫は全て認めることでいいと思うが、ここだけが難しい法律用語になっている・・・。

保育課長 この言葉は、今までの経過の中で出てきた。

委員 これが原因でないことを立証するのか、これが原因というのを立証するかで言葉遣いも違ってくる。

委員長 中皮腫に関しては、立証しなさいとっていない。中皮腫であると診断がついた段階で、今回のアスベストの原因であるかどうかは問わない。それと同様に、第2項も中皮腫ほど因果関係があきらかでないが、専門委員会が認めたら今回のアスベストの原因と認められる。両方とも園児に立証責任を持たせるわけではない。少なくとも、中皮腫は普通の人が使わないような文言を使わなくても良いのではないか。

保育課長 第三者機関である専門委員会の判断に従うことによって、補償がスムーズになるだろうという思で専門委員会の判断を仰ぐものである。その趣旨にしたがって、もう少し分かりやすくする工夫をしてみる。今までの経過で、提出してもらったのをそのまま入れた結果なので、二重否定が分かりにくいのであれば、もう一度検討してみる。

委員 牛島弁護士が心配しているのは、専門委員会の質が担保されるかどうかを心配している。

委員長 二重否定でも普段使わないということで、分からないわけではない。

委員 逐条解説のほうを分かりやすく書いてもらう。

委員長 今日議論したことをもう一度お伝えして、この部分を説明していただくということで、・・・。

委員 次回のワーキングのときに出席してもらうということで。

保育課長 牛島弁護士には、弁護士の立場として専門委員会の判断で認定できるという条文の言い回しを調整する。また、ワーキングは、専門委員会の中の分科会的な位置づけであるので、委員以外の方が参加しないほうが良いと考えている。

委員長 設置要綱第7条3項「委員長は、必要と認めたときは、部会以外の委員を部会に参加させることができる。」

委員 この部会は、疾患の判定に関する部会である。

保育課長 早めに提案をして、ワーキングをやってその中でいろいろな方の意見を伺う、その意見をすり合わせて行なうのがいいのかと思う。法律の解釈はいろいろある。顧問の弁護士もいるので、そういう意見も聞ければいいと思っている。

委員長 思いは同じだということには分かっていただけと思う。

あとは、その他でニュースの速報について報告を。

その他 さしがや保育園アスベスト健康対策専門委員会ニュースの速報について

保育課長 今回は、ニュースの速報を作成した。前回同様に、区議会の皆さんにも送付した。ニューズペーパー的な意味合いで知らせすることが大事だと思う。今後も合意したもので作って行きたい。

委員長 今回もまた進んだということで、知らせていただきたい。

委員 牛島弁護士の専門委員会の設置要綱の取り扱いについては、どのようにするのか。

委員長 法律専門家を含めるということについては、今は要綱を作っているので必要性がある。

委員 もう少し先になると判例が出てくる。

委員長 第2条の3項を入れるときに法律の専門家を入れますか。その他につけ加えることがあれば一度にやったほうが良い。

保育課長 あとで、セットでと思っている。

委員 直ぐには直す必要はないと考えている。

委員 オブザーバー的な委員で聴ければいいのではないか。

委員長 必要なときに聴ける条文を作ったほうがいい。次に第4条の「3回の再任ができる。」ということについて、この規定は最初の任期は4年とし、6人までの委員は、2年を限度として再任できるとなっている。再任というのは連続という意味でいいのか。1回休んで再任ということはどうなのか。

男女協働子育て支援部長 1回休んで再任というのは制度の趣旨ではない。再任は連続して2期となっている。再任を妨げないというふうにはしないといけない。

委員長 そのようにとれるようにしていただけるといい。次に、解任動議ですが・・・。

保育課長 こういった文言を入れておけば、区は変なことをしないと趣旨である。

委員長 もう少しやわらかい表現で・・・。

委員 専門委員会の判断で、認定されたりされなかったりするようになるとメンバーが偏らないようにしたいという思いがある。ちゃんと機能しているならば良い。

保育課長 抑止力を盛り込んだらどうかという内容である。

委員長 そういうことであれば、細かいことは細則に規定し、「健康対策対象者の保護者は専門委員会委員を解任する動議を提出することができる。」という内容でいいのでは。

保育課長 専門委員の公正さが担保できれば、それでいいのではと考えている。

男女協働子育て支援部長 今の委員のレベルを維持したい趣旨と思うが、解任動議が出されるとなると失礼に当たる。メンバーを変えるときは父母や対象者の意見を聞くという、方法で。

委員長 解任動議されることがあるとなったら、なる人がいなくなる。そういう条文のある委員会には入りたくない。意見を尊重するということができるようにしておけばいい。そんなに変な人が入ってこない。次期委員は、専門性及び前任が選任しそれを尊重するという内容でいいのでは。

保育課長 その趣旨にしたがって、改める。

委員長 それではこれで今日は終了する。

9時10分終了 以上。